

議案第 47 号

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市保健福祉センター設置及び管理条例(平成 24 年橋本市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(利用の許可) 第 6 条 センターの会議室等(別表第 1 及び別表第 2 に掲げる会議室等という。以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 (使用料) 第 10 条 利用者は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の使用料を許可と同時に前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p>	<p>(利用の許可) 第 6 条 センターの会議室等(別表に掲げる会議室等をいう。以下「会議室等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 (使用料) 第 10 条 利用者は、別表に定める額の使用料を許可と同時に前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p>

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の表を加える。

別表第 2 (第 6 条、第 10 条関係)

いきいきルーム運動機器使用料	1 人 1 回 100 円
----------------	---------------

備考

更衣室及びビシャワー室を含む。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。